

保険証の早期回収にご協力をお願いします

資格が切れた保険証で医療機関を受診すると…

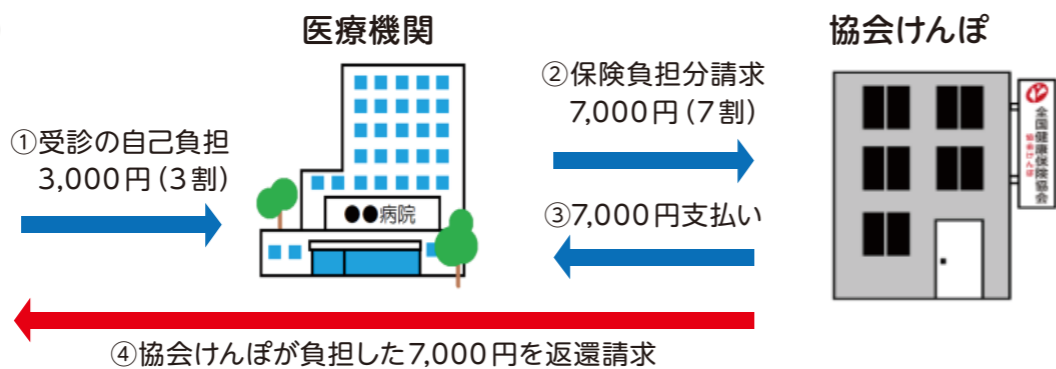
令和3年度の1年間で約2,500万円!

この金額は、協会けんぽ山口支部が、無資格で医療機関等を受診した加入者に対して返還を求めた医療費の金額です。主な発生原因は「退職日の翌日以降に保険証を使ってしまった」「扶養を外れた家族が保険証を使ってしまった」などが多くなっています。

無資格受診の際に協会けんぽが負担した医療費は、後日返還していただくこととなります。

例：総医療費が1万円(10割)の場合

被保険者(ご本人)



上記のとおり無資格の期間に保険証を使用した被保険者に対し、医療費(協会けんぽ負担分)の返還請求を行っています。返還請求に応じていただけない場合は、裁判所を経由して請求する場合があります。(令和3年度は10件程度、裁判所へ訴えを提起しています。)

無資格受診の防止のため、保険証の早期回収にご協力をお願いします

会社を退職した場合や、健康保険の扶養家族から外れた等により、健康保険の加入資格を喪失した場合は、資格喪失日以降その保険証は使用できません。

事業所のご担当者様は、資格喪失された方から確実に保険証を回収していただき、資格喪失届・被扶養者異動届(電子申請の場合は到達番号がわかる書面)に保険証を添付のうえ、日本年金機構へご提出ください。

また、以下の点について、ご退職される方へお伝えください。

- ① 保険証は退職日の翌日から使用できないこと。
- ② 資格が切れた保険証を使用すると、医療費を返還していただく場合があること。
- ③ 他の健康保険への切り替え手続きが必要となること。



協会けんぽ山口支部では、保険証の回収についての周知用リーフレットを作成しています。ご担当者様におかれましては、退職される方へお渡しするなど、適宜、ご活用ください。

詳しくはこちらから



令和3年度における保険証の回収率は約93.4%と高い数値となっております。これもひとえに事業所のご担当者様のご理解・ご協力があるものと考えております。厚く御礼申し上げます。

今後とも、保険証の早期回収につきご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



健康保険委員だより

令和5年

1月号



令和4年度「健康保険委員表彰受賞者」のご紹介

健康保険事業の推進にご協力いただいている健康保険委員の皆様の長年の活動や功績等に対して、感謝の意を表するとともに、健康保険事業の円滑な推進を図ることを目的として「健康保険委員表彰制度」を設けており、令和4年11月に山口市にて表彰式を行いました。

令和4年度に受賞された皆様をご紹介します。(順不同)



全国健康保険協会理事長表彰者

河野 昇行 様 (山口内山電機 株式会社)

中野 利江 様 (株式会社 ウエムラエナジー)

漆原 慶一 様 (山口アポロ石油 株式会社)

全国健康保険協会山口支部長表彰者

松田 圭二 様 (株式会社 技工団)

伊藤 雅之 様 (富士商 株式会社)

中村 亜由美 様 (株式会社 サンスパック)

井本 幸恵 様 (山五化成工業 株式会社)

崎山 幸 様 (ブルーライン交通 株式会社)

大石 晃己 様 (晃和興産 株式会社)

石掛 京子 様 (サンデン造園 株式会社)

金子 展之 様 (株式会社 大谷山荘)

光弘 澄江 様 (光和電業 株式会社)

藤部 拓也 様 (深川養鶏農業協同組合)

伊賀 浩一郎 様 (新生商事 株式会社)

波多野 廣恵 様 (特別養護老人ホーム むつみ園)

原田 麻衣 様 (サンヨーコンサルタント 株式会社)



健康保険委員の「健康づくりの取組」を訪ねて

健康保険委員の方が取り組んでおられる、従業員の皆様の「健康づくりの取組」をご紹介します。

株式会社 芳川鉄工所 様

株式会社 芳川鉄工所 様は、「やまぐち健康経営企業認定制度」認定企業の中でも特に健康づくりの取組が優良な企業として、**令和4年度の総合部門で「県知事表彰」を受けられました。**

また、「健康経営優良法人認定制度」においても「健康経営優良法人（中小規模法人部門）」の認定を2年連続で受けられています。



ご対応いただいた
健康保険委員 玉尾 朋子 様

<株式会社 芳川鉄工所 様のご紹介>

「より良い製品をお客様へ」をモットーに、機械加工・製缶加工・仕上組立等の製品加工をされている光市小周防の事業所様です。

どのような思いで健康づくりの取組を進めていますか。

従業員とその家族から誇りに思ってもらえる会社となるよう、「従業員が共に生き生きと働けるような職場関係を通して生産性向上につなげる。」を目標に、健康経営に取り組んでいます。

健康づくりに取り組まれて感じた効果はありますか。

従業員のモチベーションも高まり、生産性の向上につながっています。時間外労働も減少し、有休取得率も向上しています。また、当社の取組に惹かれて入社してくれた従業員もいます。

健康づくりの取組についてお聞かせください。

協会けんぽの生活習慣病予防健診に50歳以上の男性は前立腺がん検査、女性は骨密度検査を追加のうえ、その費用全額を会社が負担しています。併せて、健診受診時を出勤扱いとすることで、受診しやすい環境を整えています。

メンタルヘルス対策については、契約保険会社の相談窓口サービスを活用しているほか、実施義務の対象ではありませんがストレスチェックも行っており、従業員のメンタルヘルス不調の未然防止に努めています。

また、従業員に安心して長く勤めてもらえるよう、令和3年より治療と仕事の両立支援制度を導入しました。導入後に支援対象となる従業員が出ましたが、会社が両立に向けてサポートすることにより、大切な従業員を失わずに済みました。

そのほか、体を動かすための環境づくりとして、敷地内にバスケットゴールや野球、ゴルフの練習ネット等を設置し、ボールやグローブ等の道具の貸出もしています。休日にも利用できるようにしており、家族と一緒にスポーツを楽しむ従業員もいます。

協会けんぽの情報提供サービス

健診事務担当者必見!

あなたの事業所の「健診対象者リスト」をダウンロードできます

あなたの事業所では、従業員の健康づくりに関する管理をどのようにされていますか?協会けんぽでは、健診に関する情報を事業主と共有し、生活習慣病予防健診業務を効率的に行うことを目的として、「情報提供サービス」を実施しており、インターネット上で「健診対象者リスト」をダウンロードすることができます。

これを活用することで、従業員の健診受診状況を管理することや、健診機関への健診申込時に利用することもできます。

手続きはカンタン!まずは、IDを取得しましょう!



今年度も残りわずか!

今年度まだ生活習慣病予防健診を受診していない方は、今すぐお申し込みください!

生活習慣病予防健診を受診するには、以下の2通りがあります。ご都合のよい方法を選択して直接健診機関にご予約ください。

① 健診機関の施設で受診

対象となる生活習慣病予防健診実施機関に直接ご予約ください。詳しくはホームページをご覧ください。



② 集団健診で受診

集団健診の日程や会場等を協会けんぽ山口支部のホームページにて随時、更新しています。詳しくはホームページをご覧ください。



生活習慣病予防健診のメリット (35歳以上の被保険者(本人)が対象)

- ① 約19,000円の内容が約7,000円で受診できる!
- ② 定期健康診断に代えて受診できる!(定期健康診断を受けたことになる)
- ③ 肺・胃・大腸がんの検診がセットで受診できる!



■ 健診を受けるには、対象の健診機関に電話して予約するだけ!

⇒ 対象となる健診機関は、山口支部ホームページからご確認ください。

山口支部HPはこちら



〔山口支部HP>山口支部の健診・保健指導のご案内〕

健診後は健診結果を要チェック!

ここが大事!



- ① 二次検査等が必要となった方は **すぐに医療機関を受診しましょう!**
- ② 健診結果から改善が必要な方は『**特定保健指導**』をご案内しますので、**ご予約を!**

協会けんぽでは、更なる保健事業の充実を行います!

- ① **循環器疾患の重症化予防対策** (令和4年10月から実施中)
⇒ LDLコレステロール値に着目した受診勧奨の実施!
- ② **生活習慣病予防健診の自己負担の軽減** (令和5年4月から実施予定)
⇒ 健診を受診しやすくするため、一般健診約7,000円の自己負担が約5,000円に!
※付加健診、乳がん・子宮頸がん検診等の自己負担も引き下げ予定。
- ③ **付加健診の対象年齢の拡大** (令和6年度実施予定)
⇒ 現行の「40歳、50歳のみ」から対象年齢を拡大!

医療機関を受診してください!

